

中津川市省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネルギー性能の高い家庭用電化製品（以下「省エネ家電」という。）の購入を支援することにより、家庭における電気料金の負担を軽減するとともに、省エネルギーの促進及び温室効果ガスの排出の削減を図るため、予算の範囲内で行う中津川市省エネ家電購入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売店 省エネ家電を販売する市内の店舗、事業所又は営業所をいう。
- (2) エアコン エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「施行令」という。）第18条第2号に定めるエアコンディショナーをいう。
- (3) 冷蔵庫 施行令第18条第10号に定める電気冷蔵庫をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次項に規定する家庭用電化製品（以下「補助対象製品」という。）を販売店で購入し、自らが居住する住宅に設置することとする。

2 補助対象製品は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 販売店から直接購入した新品の省エネ家電であること。
- (2) 次のいずれかに該当する省エネ家電であること。
 - ア 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく多段階評価点（目標年度2021年度）が3.0以上の電気冷蔵庫であること。
 - イ 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく多段階評価点（目標年度2027年度）が3.0以上のエアコンであること。

3 補助対象事業は、別に定める期間内に行わなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第7条の規定による申請の時に市内の住所（住民票に記載された現住所をいう。）に居住していること。
- (2) この要綱に基づき、当該年度において補助金の交付を受けていないこと。
- (3) この要綱に基づき、当該年度において補助金の交付を受けた者が同一の世

帯に属していないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している場合は対象者とししない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象製品の購入に要する費用とする。

- 2 補助対象経費には、次に掲げる費用を含まない。

- (1) 補助対象製品の設置に要する工事費
- (2) 補助対象製品の設置に必要な部品、付帯設備等の購入費
- (3) 配送料
- (4) 保証料その他の諸経費
- (5) 消費税及び地方消費税

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条第3項に規定する期間内に、中津川市省エネ家電購入支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象製品に係る次に掲げる事項が記載された領収書その他の書類の写し
 - ア 購入日
 - イ 購入金額
 - ウ 製品型番
 - エ 購入した店舗の名称及び所在地
- (2) 補助対象製品に係る次に掲げる事項が記載された保証書の写し
 - ア 製造元
 - イ 購入日
 - ウ 製品型番
 - エ 申請者の氏名及び住所
 - オ 購入した店舗の名称及び所在地
- (3) 申請者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カードその他の官公署が発行したものに限る。）の写し
- (4) 補助金振込先口座（申請者本人の名義に限る。）の通帳の写し
- (5) 市税完納証明書（転入等で中津川市の完納証明書が取れない場合は住民票）
- (6) 補助対象製品の設置状況が確認できるカラー写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、前条の規定による申請を適当と認めたときにあっては中津川市省エネ家電購入支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適當と認めたときにあっては中津川市省エネ家電購入支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(財産処分等の禁止)

第9条 補助金の交付を受けた者は、対象設備の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定による耐用年数の期間内において、当該補助対象製品を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供することはできない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費の合計額	補助金の額
10万円以上20万円未満	2万5千円
20万円以上	5万円